

議案第 28 号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年佐倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を
「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によっ
て直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行う
ことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に
供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電
磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。